

3-2. 保存書類② 外出自粛等の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	事業	保存書類
(A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (A)に求める保存書類 ▶ 加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※²であると分かる統計データ(V-RESAS等) ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C) ※ ³ 全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ▶ 加えて、宣言地域の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果（＝いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)~(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備**することもできます。

(D) 全国	直接、(A)~(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売・提供先が(A)~(C)であることを示す書類 ▶ 加えて、上記販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。
(E) 全国	販売・提供先を経由して、(A)~(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。 ▶ 加えて、自らの販売・提供先が、(A)~(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

★ 協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)~(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。7